



「保険金を使って住宅修理を」

との勧誘にご注意！



* 「保険金が見える」と勧誘する住宅修理で「キャンセルしたら高額な違約金を請求された」「修理の必要がないのに工事をすすめられた」との相談が寄せられています。

ひとこと助言

- 勧誘されても**すぐに契約しない**ようにしましょう。
- 本当に必要な工事か、**契約する前に契約書の内容をきちんと確認し**、家族や身近な人に相談しましょう。
- 工事が**保険の対象になるかどうか**、確認のために必ず自身で**保険会社に問合せ**しましょう。
- 工事を**する場合は、複数の業者から見積もりを取り**、業者と十分な打合せをして、業者を選びましょう。

契約トラブルのご相談は

消費生活センター(5604-7055) にご相談ください。